

平成28年度 第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日 時：平成28年2月3日（水）10：00～11：30

2 場 所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

保坂委員長、黒川副委員長、岩崎委員、永嶋委員、星委員

(2) 教育委員会職員

森教育次長、磯野学校教育部長、渡邊学事課長、伊藤教職員課長、大野県費移譲課長、伊藤指導課長、中村保健体育課長、池田教育センター所長、植草養護教育センター所長

(3) 事務局

福本指導課教育支援担当課長、大西指導課主任指導主事、芳野指導課指導主事

4 議題

(1) 「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について

(2) その他

5 議題の概要

(1) 「千葉市いじめ防止基本方針」（案）について

パブリックコメントの状況について事務局から説明があり、協議した。

6 議題の概要

○開会

○教育次長挨拶

寒さも厳しくなり、年度末にかけ公務ご多用な折、委員の皆様方には、本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

学校では、小学校・第二養護学校が3月16日から18日、中学校が3月11日、養護学校が3月10日の卒業式にむけて、本格的に準備が行われているところであります。

平成27年度も残すところあとわずかとなりましたが、今後も「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめへの対応」の三つの柱を中心に、いじめ問題に対応して参ります。なお、これまでに重大事態に発展した事案の報告は、ありませんでした。

さて、10月14日に実施しました前回の委員会では、教育委員から出された意見を受けた「千葉市いじめ防止基本方針（案）」の修正案を協議していただきまして、ありがとうございました。委員の皆様にご協議していただいていた「千葉市いじめ防止基本方針（案）」は、幅広く市民からご意見をいただき、理解を得ることが望ましいと判断し、12月1日から1月5日まで、パブリックコメントを実施いたしました。

このあと、事務局より説明があるかと思いますが、本日は、市民からのご意見を考慮した「千葉市いじめ防止基本方針（案）」について協議していただき、3月には公表したいと考えております。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変ご多用なことと存じますが、本市のいじめの問題への取組の一層の強化が図られるよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

（事務局 福本指導課教育支援担当課長）ありがとうございました。それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長よろしく申し上げます。

(保坂委員長) それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、(1)「千葉市いじめ防止基本方針」(案)について です。

事務局より説明をお願いします。

議題1「千葉市いじめ防止基本方針」(案)について

(事務局 大西主任指導主事) それでは、3頁をお開けください。

先程、教育次長からお話がありましたように、「千葉市いじめ防止基本方針(案)」は、広く市民から意見を求め、市民の理解を得る必要がある判断し、平成27年12月1日から平成28年1月5日までの約1か月間パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、FAXで1名8件、電子メールで4名11件の合計5名19件のご意見が寄せられました。

内訳は、

- ・「全体に対する意見」が3件、
- ・「はじめに」に関する意見が2件、
- ・「第1章『いじめの防止等のための対策の基本的な考え方』」に関する意見が7件、
- ・「第2章の1『千葉市が実施する施策』」に関する意見が4件、
- ・「第2章の2『学校が実施する施策』」に関する意見が2件、
- ・「千葉市いじめ防止基本方針(案)」概要版に関する意見が1件です。

その結果、事務局提案としては、基本方針(案)で8件、概要版で1件の修正等を考えております。

では、4頁をお開きください。

千葉市いじめ防止基本方針(案)に対する「市民からの意見」は、原文を基本として記載いたしました。また、市の考え方については、他県他市では、「今後のいじめの防止等の対策の推進に当たり、参考にさせていただきます」「今後の検討課題とさせていただきます」等、簡単に示している場合がありますが、本市では、丁寧かつ具体的に示しました。

表の右側の備考欄には、「修正有」「修正無」「追記有」と記載しております。

まず、「全体に対する意見」についてです。3名3件のご意見がありましたが、3件とも修正等は考えておりません。

まず1番目のご意見についてです。

- ・いじめを認識した場合の対処方法について、なにが必要な措置なのか、何が的確な対応なのか、実際にいじめが起きた場合の具体的な対処方法を示す必要がある。また、スクールカウンセラーの派遣も必要であるが、それではいじめはやみません。加害者となっている子供に「いじめはわるいことだからやめましょう」と教えても決してやめません。みんな「悪いこと」だとわかっている、やっているからです。もう少し効果のある基本方針を立てていただきたいというご意見であります。
- ・市としては、いじめの対処については、千葉市及び学校が実施する施策の具体的な取組の例で示していること、校内研修等で活用できる資料も発信・配布していること、事案によっては、委員会が中心となって、関係機関と連携を図っていくことを示しました。また、何よりも、いじめは、決して許されないことであり、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものであることを基本認識として、学校教育活動全般を通して、「いじめを生まない」という未然防止に取り組むことが重要であること、学校・家庭・地域が協力して子供を見守っているよう啓発活動に努めていくと示しました。

次に2番目のご意見です。

- ・「未然防止」では、いじめの背景に、身近な大人による暴力・暴言・強圧的な態度・無理解・ネグレクト・差別等の存在が指摘されており、保護者や教職員・スポーツクラブの指導者等に対する「子供の人権」に関する研修の充実が求められていること、子供に対しては、お互

いの人権を尊重し合い、成績や運動能力・家庭環境によって上下関係や差別的な言動が生じないような関係づくりに向け、対等な話し合いの場の設定、子供たちによる学級づくりなど、体験的な「人権教育」が必要であるのご意見をいただきました。また、「いじめへの組織的な対応」では、担任が問題を抱え込むことがないように、いじめは教師の指導力不足のせいではないことを明言し、「問題を大きくする」のではなく、「小さいうちに解決する」ために、いじめが起きていることを明らかにし、同じクラスや関係する周辺も含んだ子供たち、複数の教師やSC・SSW、同じクラスの保護者・子供が信頼する地域住民などで話し合うために、公開のルールを決めることが必要であるのご意見をいただきました。さらに、「早期発見」のためには、日頃の教師と子供の関係づくり、教師が子供に目を配るゆとりを持つことがなにより大切であり、この計画が、調査と報告で更に教師の時間を奪わないことを望みますというご意見です。

- ・市としては、いじめの未然防止として、教職員の資質向上のための研修の充実、PTAや保護者会、育成委員会等との連携、各教科、道徳教育、特別活動、体験活動など学校教育活動全般を通して、児童生徒のいじめを生まない人間関係づくりや集団適応能力の向上等を示していること、また、未然防止の基本としての市の考え方を示しました。さらに、本冊3頁の基本理念(4)にありますように、教員が一人で抱え込まず、「学校対策委員会」等で早い段階から多くの関係者に周知し、組織で対応すると示しております。

最後に3番目のご意見についてです。5頁をお開きください。

- ・千葉市いじめ防止基本方針(案)の題名を変えた方が良いというご意見で、いじめを重視した方針であれば、“いじめ対策基本方針”と題名を変えた方が良いとのご意見です。
- ・確かに、一部の県や市では、「いじめ防止等のための基本方針」等となっているところもありますが、本市は、「いじめのない学校づくりを進めていくため、本市におけるいじめの未然防止及び早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針(案)を作成しましたので、対策に関しても包含されております。

以上、「全体に対する意見」についてです。

(保坂委員長) ここまでの「全体に対する意見」について、何か、意見等がありますか。

(黒川委員) 意見No1の市の考え方について、「いじめの対処については、千葉市が実施する施策、学校が実施する施策の具体的な取組の例を示しております。」とありますが、どこに示しているかがわかるようにするために、「基本方針第2章に示しております。」とした方がよいと思います。

(大西主任指導主事) はい。そのようにしたいと思います。

(保坂委員長) 他にいかがですか。

(保坂委員長) ないようですので、次に進みます。事務局お願いします。

(大西主任指導主事) 次に、基本方針(案)の「はじめに」についてです。ご意見は2件です。

まず、1番目のご意見についてです。このご意見に関しては、基本方針(案)に追記を考慮しております。

- ・ご意見としては、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。と記載したほうが良いというご意見です。また、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化、多様化し、依然として大きな問題となっており、さらに、携帯電話を介してのソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という。)等によるいじめなどが、新たな課題への対応も必要になってきていますこともご意見としていただきました。
- ・市としては、ご意見を踏まえ、アンダーラインを引いた部分である、「絶対に許されない行

為であり、どの子供にも、どの学校にも起こりうることを認識して、対策を講じなければならない重要課題です。」と、「しかしながら、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化し、依然として大きな問題となっております。さらに、インターネット上の掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われる「ネット上のいじめ」などの新たな課題への対応も必要です。」を追記いたします。

次に、2番目のご意見です。6頁をお開けください。

- ・いじめ防止対策推進法（以下「法」）、千葉県いじめ防止基本方針（以下「市教本方針」）となっているが、”はじめに”は、本文ではないので、省略しない方が良いと思うというご意見です。
- ・このご意見に関しては、本基本方針（案）は、国の基本方針を参酌し、作成しており、記載についても同様にしておりますので、修正等はありません。

以上、「はじめに」に関する意見についてです。

（保坂委員長）「はじめに」に関する意見について、何か、意見等がありますか。

（永嶋委員）意見の概要のところに「SNS等によるいじめ」と書いてあり、それに対する市の考え方のところに「インターネット上の掲示板等を利用して」と書かれてあるのですが、SNSではなくインターネット上の掲示板と表現を変えて書いているのは何か意図があるのでしょうか。

（大西主任指導主事）「ネット上のいじめ」をインターネット上の掲示板等でくくって示してあります。

（永嶋委員）SNSよりネット上の掲示板等でのいじめの方が、重大な事態に陥る行為ということでしょうか。SNSはLINE上での悪口等、隠ぺいされがちな、出てこないという点でネット上の掲示板とは違った難しさがあると思いました。

（保坂委員長）インターネットの掲示板等にはSNSも含まれるということで、言おうとしていることは同じだと思います。表記上の問題だと思いますが、いかがでしょうか。

（大西主任指導主事）国の基本方針ではSNSという言葉は使っておらず、それを参酌していくとこのような表記となります。

（保坂委員長）趣旨は同じだと思いますので、事務局にまかせるということによろしいでしょうか。

（永嶋委員）はい。

（保坂委員長）他にいかがですか。

（保坂委員長）ないようですので、次に進みます。事務局お願いします。

（大西主任指導主事）次に、第1章「いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」に関する意見についてです。3名7件のご意見がありました。

まず1番目のご意見についてです。

- ・いじめの定義といじめの理解は別にしたほうが良いというご意見です。
また、2番目のご意見も関連しますので、ご説明いたします。
- ・いじめの定義といじめの理解について、いじめはどの子供にも起こりうるだけではなく、いじめる側からいじめられる側に、また、いじめられる側からいじめる側にひっくり返る可能性もあることを認識しておく必要があることをどこかに明記したほうが良いのではないかとご意見です。
- ・この二つのご意見を踏まえ、国の基本方針を参酌し、「いじめの定義」と「いじめの理解」を分けて記載します。具体的には、アンダーラインが引かれている「いじめは、どの子供にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の『暴力を伴

わなないじめ』は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。」を追記いたしました。

次に、3番目のご意見についてです。

- ・いじめの定義を明確に記載されたほうがいい。いじめの定義は基本文なので、丁寧に記載したほうがよいというご意見です。
- ・いじめの定義に関しては、いじめ防止対策推進法第2条に規定されており、また、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」におけるいじめの定義に関する解釈等を踏まえ、記述しておりますので、修正はありません。

次に、4番目のご意見についてです。

- ・いじめの定義に対する留意点を具体的な例をあげて記載してほしいというご意見です。ご意見にある、【「いじる」行為の具体的な例】【ネット上の「いじめ」の具体的な例】は、「川崎市いじめ防止基本方針」に記載されている具体例です。
- ・本市としては、「国の基本方針」で示されている「具体的ないじめの態様」を記述しております。多様な態様に関しては、今後、事例事案をもとに、各学校の生徒指導担当をはじめとした教職員対象の研修会等を計画的に実施するとともに、各学校における校内研修を通して、いじめ防止等の為の教職員の資質向上を図る。また、いじめの認知は、いじめ防止対策推進法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）で行い、特定の教職員のみにならないようにしていくことで、ご意見にある具体例は、今後のいじめの防止等の対策の推進に当たり、参考とさせていただくことで、追記等はありません。

7頁をご覧ください。**5番目のご意見についてです。**

- ・いじめの防止等の対策に関する基本理念の（2）「いじめは決して許されない」という文言は、いじめという「行為」に対して言っているのであって、その子供を全否定するものではないということを確認させるような文言を追加する必要がある。というご意見です。
- ・本市では、「人間尊重の教育」を教育施策の基調とし、心の教育や道徳教育等の充実を図るとともに、特別な教育的ニーズがある児童生徒への支援等の推進を図り、豊かな心を育み、互いに認め合う人間関係の構築に努めており、また、「いじめは絶対に許されない行為」で、人格まで否定するものではありません。よって、御指摘の部分については、本基本方針（案）の「はじめに」に包含されていると考え、修正はありません。

次に、6番目のご意見についてです。

- ・別冊P3の2「いじめの防止等の対策に関する基本理念」の（5）最下段の行で、「…自体を理解する認識を持ちにくいこともある。」の文が、わかりにくい。というご意見です。
- ・ご意見のとおりわかりにくいので、（5）は、発達障害またはその疑いがある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合があります。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。と修正いたします。

最後に、7番目のご意見についてです。

- ・いじめ対策の基本理念を具体的に誰もが分かりやすく記載してほしいというご意見です。ご意見にある項目については、
大阪市が
・千葉市は「いじめを許さない」

- ・いじめを受けた子供を救済し、その尊厳を守ることを最優先する。
- ・回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」
- ・被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする。
- ・被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える。
- ・隠蔽には厳正に対応する。
- ・混乱の沈静化を優先しない。
- ・救済ルールの確保と対処ルートの特明確化
- ・被害児童生徒の安心できる学習環境の確保等 を記載しております。

また、さいたま市が

- ・市の責務
- ・教育委員会の責務
- ・学校及び学校の教職員の責務
- ・保護者の責務
- ・児童生徒の役割
- ・市民及び地域団体の役割 等を記載しております。
- ・本市の基本方針（案）は、国のいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、作成しております。

千葉市は、「はじめに」に記載していますとおり、「いじめは絶対に許されない行為である」ことはもちろん、「人間尊重の教育」を教育施策の基調としております。また、学識経験者等の外部専門家から構成された、本「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」や、市長部局の「千葉市いじめ等調査委員会」を設置しており、公平性・中立性はもちろん、被害児童生徒・保護者に対して、適切な情報提供を行うこととしております。

さらに、策定されて3年目となる「学校いじめ防止基本方針」は、国基本方針、本市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校がどのような子供を育てたいか、教員が何をしなければならぬか、保護者・地域が何をしなければならぬか等が具体的にわかるものになるよう、見直していく方針であります。

御意見にありました内容については、今後のいじめの防止等の対策の推進にあたり、参考とさせていただきますこと、修正等はありません。

以上、第1章「いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」に関する意見についてです。

(保坂委員長) それでは、第1章「いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」に関する意見について、何か、意見等がありますか。

(永嶋委員) 5のところ、子供の人格までが全否定されてしまうことの無いように配慮が必要との意見に対して、基本方針（案）の「はじめに」に包含されているとなっておりますが、具体的には「はじめに」のどの部分がそれにあたるのですか。

(福本教育支援担当課長) 「はじめに」の部分に「いじめは絶対に許されない行為で」とあり、それを指しております。個そのものではなく、行為であるということがそれにあたります。

(永嶋委員) わかりました。

(保坂委員長) はじめにの前文の中に基本的に含まれているとあった方がよいとも言えますが、いかがですか。

(永嶋委員) 行為と言う言葉で限定していることが趣旨だということを市の考え方に加えた方がわかりやすいと思いました。

(保坂委員長) 修正そのものよりも、市の考え方の説明文を整理するということがよろしいですか。

(大西主任指導主事) はい。わかりました。

(保坂委員長) 4の備考欄は空欄になっておりますが、「修正無」でよろしいですか。

(大西主任指導主事) はい。

(保坂委員長) 1～3は同じような意見だと思いますので、これをまとめて「修正・追記した」というようにした方がよいと思いますが、いかがですか。

(大西主任指導主事) はい。検討してみます。

(保坂委員長) 引き続き、事務局お願いします。

(大西主任指導主事) 8頁をお開けください。第2章の1「千葉市が実施する施策」に関する意見についてです。3名4件のご意見がありました。

まず、1番目のご意見についてです。

別冊7頁の(2)具体的な取組の「ウ いじめへの対処」についてです。いじめを行った児童生徒は、何らかの家庭的背景や、課題を持っていることが予想されるので、いじめられた側と同じく、十分に話を聞き、なぜいじめることになってしまったかの要因を分析し、課題を解決していくよう、学校や家庭、地域、専門家と連携して対応にあたることが大切である。それができないと、次のいじめを防ぐことはできないと思う。一方的指導や、形式的に反省させるだけに終わらないようにすることを文言に盛り込むべき。というご意見です。

- ・市が実施する取組としては、「ウ いじめへの対処の(イ)」において、必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなどして、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援、周囲の児童生徒への指導・支援等、いじめの問題解決に向け組織で対応に当たることを示しているところであり、また、別冊11頁の第2章の2「学校が実施する施策」の(3)の「ウ いじめへの対処」において、いじめたとされる児童生徒に対しては、適切な指導(例えば、相手の心情を理解した上での謝罪)をするとともに、背景を十分に理解した上で支援を行うと示しております。引き続き、いじめを行った児童生徒に対して適切な対応を行っていくことで、修正等はありません。

次に、2番目のご意見についてです。

- ・別冊5頁の(2)ア(イ)研修のaについてです。子供たちを取り巻く環境も変化が大きいため、いじめの変化にも即応できるように実際の事例によって、教員同士認識を新たにすることが必要であり、事例は、重大事態の類ではなく、日常にある事例で、対処のよかった例、対処がうまくいかなかった例など、(もちろん、個人情報ナシで)、校内にとどまらず、共有して、検証、話し合いができればよい。繰り返し事例に触れることで、いじめが常にあることを、しっかり認識する必要があることから、「(前年度、あるいは当該年度等)直近の実例事案について、当事者からの経過報告と話し合いで、教員同士が共有できる機会を持つ。」という文言を盛り込むべきであるというご意見です。
- ・ご意見は、とても大切なことであると考えます。よって、アンダーラインを引きました、「実例をもとに教員同士が事案を共有する機会を持つとともに」の記述を(2)ア(イ)研修aに追記いたします。

次に、3番目のご意見についてです。

- ・別冊7～8頁にかけての(2)具体的な取組の「オ 関係機関との連携」についてです。この中に、関係者が一堂に集まって、ケース検討会議を開くことを明記したほうが良いのではないか。一つ一つの事例を読み解いて、対応を協議することで、次のケースへの大きな解決策になる。というご意見です。
- ・ご意見の内容は、現在実際に行っていることなので、アンダーラインを引きました、「また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含め、事例検討会(ケ

ース会議)等を行う。」を追記いたします。

最後に、4番目のご意見についてです。

- ・千葉市のいじめ問題対策の重点を明確に記載してほしい。というご意見ですが、今後、教育委員会の附属機関等で本市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策と、いじめのない学校づくりに向けた取組に努めていくことで、本基本方針(案)の修正はありません。

以上、第2章の1「千葉市が実施する施策」に関する意見についてです

(保坂委員長) それでは、第2章の1「千葉市が実施する施策」に関する意見について、何か、意見等がありますか。

(黒川委員) 2の市の考え方の追記部分が「実例をもとに・・・」となっていますが、ケーススタディのケースの捉え方として「実例」よりも「事例」の方がよいと思います。

(大西主任指導主事) ありがとうございます。

(保坂委員長) 引き続き、事務局お願いします。

(大西主任指導主事) 9頁をご覧ください。第2章の2「学校が実施する施策」に関する意見についてです。1名2件のご意見がありました。

まず、1番目のご意見についてです。

- ・別冊10頁の6行目から9行目にかけての文についてです。「未然防止の基本は、」は、「授業づくりや集団作りを行っていくことである。」につながるが、そこまでの、修飾の部分がたいへん長くて、児童生徒が授業づくりや集団づくりを行うような流れになってしまう。せめて、「…主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを…」にしたらどうかというご意見です。
- ・ご指摘のとおりと考えますので、「・・・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう」と「授業づくりや集団づくりを行っていくことである」の間に、句読点を入れて修正いたします。

最後、2番目のご意見についてです。

- ・別冊11頁にある「いじめの早期発見」の〈具体的取組の例〉に、「教職員が気になったことを報告し合える場を、定期的に設定する。」を追加してはどうかというご意見です。
- ・些細な事でも話し合える、風通しの良い学校は、とても大切なことですので、アンダーラインを引いた、「日頃より小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保ち、気になった児童生徒についての情報交換と全職員が情報共有ができる風通しの良い学校にする。」という記述を追加いたします。

以上、第2章の2「学校が実施する施策」に関する意見についてです。

(保坂委員長) それでは、第2章の2「学校が実施する施策」に関する意見について、何か、意見等がありますか。

(黒川委員) 2の市の考え方の最後の部分について、「情報共有ができる風通しのよい学校にする。」となっていますが、「情報共有ができるようにする。」の方がよいと思います。

(大西主任指導主事) はい。修正の方向で検討したいと思います。

(永嶋委員) 11頁には「情報交換と情報共有ができる風通しのよい学校にする」となっていて、「全職員が」という言葉が抜けていますが、「全職員」という言葉は入りますか。

(大西主任指導主事) 入ります。

(永嶋委員) 「全職員」を入れると「全職員が情報共有できる」という文となりますが、ない方がよいと思うのですが、いかがですか。

(保坂委員長) 「全職員が」という主語の位置が問題なのかもしれません。主語の位置をどのよう

するのか、または、それを削除するのかについて、事務局で検討していただくということによろしいですか。

(永嶋委員) はい。

(保坂委員長) それでは、引き続き、事務局お願いします。

(大西主任指導主事) 別冊にある「A3 概要版」をお開きください。ご意見は1件です。

・第2章の2(5) 調査結果の提供及び報告についてです。「いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供と調査結果を市長に報告する。」の文が、統一がとれていないというご意見です。

・ご指摘を受けて、「いじめを受けた児童生徒やその保護者への適切な情報提供及び、市長に調査結果を報告する。」に修正いたしました。

以上、概要版についての意見についてです。

最後に、レジュメの11頁をお開けください。上から2行目から6行目にかけて、網掛けの部分ですが、「子供」を「児童生徒」に文言修正いたしました。他との統一を図るためです。以上です。

(保坂委員長) それでは、「A3 概要版」に関する意見についてと、11頁の変更に関する県に関して、何か意見等がありますか。

(永嶋委員) 指摘された市民の方は及びというところに着目したのではなく、「保護者への適切な情報提供」という体言止めに対し、「市長に対して報告する」という動詞がくっついているということに関して、文の統一がとれていないと言っているのだと理解しました。そうすると、市の考え方の「情報提供及び、市長に調査結果を報告する。」も文の統一がとれていないので、指摘に対する回答にはなっていないと思います。」

(大西主任指導主事) 「保護者への適切な情報提供をするとともに、市長に調査結果を報告する。」のように修正する方向で検討していきたいと思います。

(保坂委員長) 表記上の修正をお願いします。その他に、何か意見等がありますか。

(岩崎委員) P11で「子供」を「児童生徒」に変更したのはどうしてですか。

(大西主任指導主事) 国の基本方針には、いじめた側もいじめられた側も児童生徒と統一されていたので、本市においても同様に考えました。

(岩崎委員) P10の(3)の「ア いじめの未然防止」には、「いじめはどの子供にも起こりうる」とありますが、いかがでしょうか。

(大西主任指導主事) 国の基本方針には、「いじめはどの子供にも起こりうる」と書いてあり、それを参酌したものです。

(保坂委員長) 他にも「子供」があるので、どのように表記するのか、再度、確認していただくということによろしいですか。

(星委員) 私たちが今作ろうとしているのは、「千葉市いじめ防止基本方針」です。具体的な実施方針ではないのです。市民の皆様の意見は大事なことでありますが、どこまで取り入れていくかについては、慎重に検討していく必要があると思います。

(黒川委員) P7の「エ 家庭や地域との連携」の(イ)の中にある「子供」の表記が2か所と、P13の「オ 関係機関との連携」の中にある「子供」の表記2か所については、学校における取組の文章ですので、「児童生徒」に表記の統一をしてもよいと思います。

(保坂委員長) 事務局に対応していただくということによろしいですか。

(黒川委員) おまかせします。

(保坂委員長) 最近、法律の見直しの流れになっていて、法律はいったん作れば終わりではなく、必要があれば見直ししていく必要があります。この基本方針も見直しをしていく必要があると思います。

(大西主任指導主事) 国の対策推進法も3年目を迎え、見直しされる話を聞いております。この基本方針も見直しをしていく必要があると思います。

(保坂委員長) それでは、以上で協議を終わります。ありがとうございました。

それでは、事務局お願いします。

(事務局 福本指導課教育支援担当課長) 長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。それでは、森教育次長より御挨拶申し上げます。

○教育次長挨拶

本日は、ご協議ありがとうございました。

また、2年間にわたり、本市が設置する学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、専門的知見から御指導・御助言をいただきまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

本年度の定例の会議は、今回が最後となりますが、委員の皆様の任期は、平成28年6月3日まででございます。重大事態が発生した場合等については、お集まりいただくこともあります。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、今後とも、本市のいじめの防止等のための対策に対しましてご協力をいただきますようお願い申し上げます。委員の皆様への御礼と代えさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局 福本指導課教育支援担当課長) それでは、連絡と今後の予定について確認させていただきます。最初に、事務局からの連絡です。

(事務局 芳野指導主事) 本委員会の議事録は、公開になります。議事録を作成後、委員の皆様に確認していただき、千葉市ホームページで公開となりますのでご承知おきください。前回までの本委員会の議事録は既に千葉市ホームページに掲載しております。

(事務局 大西主任指導主事) 今後のスケジュールですが、本委員会の協議を踏まえ、「千葉市いじめ防止基本方針(案)」を教育委員会会議にて再確認するとともに、市長部局と調整いたします。最終的に、3月の教育委員会会議にて決議し、公開となる予定です。

なお、学校が策定する「学校いじめ防止基本方針」は、国基本方針、本市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校がどのような子供を育てたいか、教員が何をしなければならないか、保護者・地域が何をしなければならないか等が具体的にわかるものになるよう、見直しをお願いする予定です。

(事務局 福本指導課教育支援担当課長) 以上もちまして、第3回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。